

- ⑦ コンピュータウイルス等の不正プログラムに感染した場合又は感染が疑われる場合は、直ちに利用を中止し、無線通信の切断やLAN ケーブルの即時取り外し等によりネットワーク通信を行わない状態にしなければならない。

(4) 専門家の支援体制

情報システム管理者は、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備え、国等の機関や兵庫県及び専門事業者等の外部の専門家の支援を受けられるようにしておかなければならない。

## 6.5. 不正アクセス対策

(1) 統括情報セキュリティ責任者の措置事項

統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、以下の事項を措置しなければならない。

- ① 使用されていないTCP/UDPポートを閉鎖しなければならない。
- ② 不要なサービスについて、機能を削除又は停止しなければならない。
- ③ 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、不正なデータの書換え処理を検出し、情報システム管理者へ通報するよう、設定しなければならない。
- ④ 重要なシステムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査するよう努めなければならない。
- ⑤ 情報セキュリティに関する統一的な窓口と連携し、監視、通知、外部連絡窓口及び適正な対応などを実施できる体制並びに連絡網を構築しなければならない。
- ⑥ 本市が定めたクラウドサービスの利用に関するポリシー（情報セキュリティポリシー）におけるアクセス制御に関する事項が、クラウドサービスにおいて実現できるのか又はクラウドサービス事業者の提供機能等により実現できるのか、利用前にクラウドサービス事業者に確認しなければならない。
- ⑦ クラウドサービスを利用する際に、委託事業者等に管理権限を与える場合、多要素認証を用いて認証させ、クラウドサービスにアクセスさせなければならない。
- ⑧ パスワードなどの認証情報の割り当てがクラウドサービス側で実施される場合、その管理手順等が、本市が定めたクラウドサービスの利用に関するポリシー（情報セキュリティポリシー）を満たすことを確認しなければならない。

(2) 攻撃への対処

統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、総務省、兵庫県等と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

(3) 記録の保存

統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス禁止法違反等の犯罪の可能性がある場合には、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関

との緊密な連携に努めなければならない。

(4) 内部からの攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等及び委託事業者が使用している端末からの市内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

(5) 職員等による不正アクセス

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等による不正アクセスを発見した場合は、当該職員等が所属する所属等の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な処置を求めなければならない。

(6) サービス不能攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

(7) 標的型攻撃

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、教育等の人的対策を講じなければならない。また、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策（入口対策）、内部に侵入した攻撃を早期に検知し対処する対策、侵入された範囲の拡大を防ぐ対策又は外部との不正な通信を検知して対処する対策（内部対策及び出口対策）等を講じなければならない。

## 6.6. セキュリティ情報の収集

(1) セキュリティホールに関する情報の収集・共有及びソフトウェアの更新等

① 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置等におけるセキュリティホールに関する情報を収集し、必要に応じて、関係者間で共有しなければならない。また、当該セキュリティホールの緊急度に応じて、ソフトウェア更新等の対策を実施しなければならない。

② 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、クラウドサービス事業者に対して、利用するクラウドサービスに影響し得る技術的脆弱性の管理内容について情報を求め、本市の業務に対する影響や保有するデータへの影響について特定する。そして、技術的脆弱性に対する脆弱性管理の手順について、クラウドサービス事業者を確認しなければならない。

(2) 不正プログラム等のセキュリティ情報の収集・周知

統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じて、対応方法を職員等に周知しなければならない。